

2019年2月吉日

企業関係者各位

日本公認会計士協会東海会
会長 柴田 和範
国際業務委員会
委員長 氏原亜由美

日本公認会計士協会東海会 国際業務委員会主催 “B E P S 行動計画” に関する研修会のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のことと御慶び申し上げます。

さて、弊会では “B E P S 行動計画” をテーマにした研修会を下記のとおり開催いたします。

各行動の概要と我が国の税制改正に向けた動きのご紹介、実務に直結する「外国子会社合算税制」と「移転価格に係る文書化」について、制度の解説に合わせて、対応する上でのポイントや各社が対応に苦慮している点についてご説明いたします。

参加ご希望の方は弊会事務局までお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時 2019年3月20日(水) 18:00~19:30

会場 日本公認会計士協会東海会「研修室」TEL 052-533-1112
名古屋市中央区名駅4-4-10 名古屋クロスコートタワー11階

参加料 無 料

テーマ 『 B E P S 行動計画 』

【概論】B E P S 行動計画 1~15 と、B E P S に対応した我が国の税制改正 (平成 27~31 年度)

【各論 1】行動計画 3 外国子会社合算税制の強化

【各論 2】行動計画 13 移転価格税制に係る文書化

近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題(いわゆるB E P S)に対処するため、OECDにてB E P Sプロジェクトが立ち上げられ、G20の要請により策定された15項目の「B E P S 行動計画」に沿って、国際的に協調してB E P Sに有効に対処していくための対応策について議論が行われ、2015年10月に「最終報告書」が公表されました。

この公表を受け、我が国でも、「平成28年度(2016年)税制改正法案」に移転価格文書化が盛り込まれ、その他、いくつかの行動に関する法令改正が検討・実施されており、海外に子会社等を有する企業においては、子会社等の所在地国と我が国の法令改正の両方に目配りをするのが求められています。

今回は各行動の概要と我が国の税制改正に向けた動きをご紹介すると共に、実務に直結する「外国子会社合算税制」と「移転価格に係る文書化」について、制度の解説に合わせて、対応する上でのポイントや各社が対応に苦慮している点について、ご紹介いたします。

講師 デロイトトーマツ税理士法人 服部 功氏、中西 康智氏

【服部 功氏】

デロイトトーマツ税理士法人 グローバルタックスサービスに所属。

日系多国籍企業における国内外に跨る M&A・グループ内再編・連結納税・国際取引等の大規模企業における課税問題に係るアドバイザー業務に従事している。

【中西 康智氏】

デロイトトーマツ税理士法人 移転価格サービスに所属。

多国籍企業のクロスボーダー取引における移転価格税制に関するアドバイザー業務に従事している。

以上

日本公認会計士協会東海会事務局宛 (FAX: 052-533-1113 / E-mail tokai@sec.jicpa.or.jp)

WEB 申込 : <https://business.form-mailer.jp/fms/d2a04d1899374>

日本公認会計士協会東海会国際業務委員会主催研修会 参加申込書

2019年3月20日(水)18:00~19:30 日本公認会計士協会東海会「研修室」

御社名		
ご住所・ご連絡先	〒	
	TEL :	FAX :
ご参加予定者	所属・役職	(ふりがな) ご芳名

※本申込書によりお知らせいただいた情報は当研修会の運営に関わる事務のみに利用させていただきます。